

事務事業名		介護予防ケアプラン作成事業			事務事業の性格	毎年繰返事業		開始年度事業期間	平成 28 年度から	年度まで	
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤勝昭		担当者名 内線番号	松浦かおり (557)	内線		
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実				介護特別	3	1	2	介護予防ケアプラン作成事業	
	施策名	高齢者福祉の充実									

法令根拠 介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

町が中心となって行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業とする)のみを利用する方に対して介護予防ケアプランを作成する。

(※)介護予防・日常生活支援総合事業(①通所型サービス②訪問型サービス③住民型サービス)

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

①総合事業対象者(要支援認定者及び基本チェックリスト該当者)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

自立に向けた介護予防ケアプランの作成を通して、心身機能の維持・向上を図る。総合事業を利用する人を増やす。成果指標については、総合事業のみの介護予防ケアプラン作成延べ人数としている。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

地域住民の健康および生活の安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	通所型サービス事業所指定数	箇所
②	訪問型サービス事業所指定数	箇所
③	住民型サービス事業所指定数	箇所

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	総合事業対象者数(年度毎のケアプラン作成実人数)	人
②		
③		

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	介護予防ケアプラン作成延べ人数	人
②		
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②		
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

有

(29年度から)

無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円	3,628,934	3,861,011	2,735,000				
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円	3,873,777	4,122,853	2,833,000				
	一般財源	円	2,062,173	2,189,705	1,606,000				
	事業費計(A)	円	9,564,884	10,173,569	7,174,000	0			
	正職員従事人数	人	4	4	4				
	人工数(業務量)	年間	1,0247	1,0293					
	人件費計(B)	円	8,443,320	8,007,709					
トータルコスト(A)+(B)		円	18,008,204	18,181,278	7,174,000	0			
活動指標		(1) 箇所	12	12	12				
		(2) 箇所	10	11	11				
		(3) 箇所	1	1	1				
対象指標		(1) 人	50	66	87				
		(2)							
		(3)							
成果指標		(1) 人	307	535	762				
		(2)							
		(3)							
上位成果指標		(1) %	46.2	59.8	60.0				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

介護保険法改正により、要支援者が利用する予防給付のうち、訪問介護・通所介護を町が中心となって行う総合事業に移行することとなった。平成28年3月から総合事業を利用する方のための介護予防ケアプランを作成するために本事業を実施した。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

要支援者における総合事業への移行は、平成28年度に介護認定有効期限満了のタイミングで1年をかけて移行し、平成29年3月に完了した。高齢化に伴い支援の必要な高齢者が増加していくと予測されるが、自立支援・介護予防・重症化予防の視点を持ち、個々の高齢者の選択に寄り添い、自立に向けた多様な社会資源を活用しながら対応していくことが求められる。

事務事業名	介護予防ケアプラン作成事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成することとされている。地域包括支援センターは、市町村が責任主体として直接実施することが望ましいとされている。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 対象および意図は法により定められており、拡大・縮小するべきものではない。
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 地域包括支援センターは、市町村が責任主体として直接設置し、設置が1箇所のみであるため、廃止・休止により介護予防ケアプランの作成ができなくなる。他に類似事業はない。
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 介護保険法で定められている事業内容を適切に実施する為の予算を計上しており、削減できるものではない。
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 負担は法が定めるもので適正である。 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		現状維持		2.改革・改善による期待成果	
30年度の取組	①基本チェックリストを活用しながら対象者の選定を行い、総合事業サービスを利用する方の介護予防ケアプランを地域包括支援センターが作成する。 ②従来から担当している方の介護予防ケアプランの作成は、居宅介護支援事業所へ委託する。また、新規利用者の介護予防ケアプランの作成も利用者の希望や状況に応じて、随時居宅介護支援事業所へ委託する。 ③国からの通知や法改正などに応じて、各事業所や利用者に説明および情報交換を行っていく。	削減	維持	コスト 削減	コスト 維持
31年度以降の取組	事業は継続。従来から担当している利用者は引き続き居宅介護支援事業所へ介護予防ケアプランの作成を委託する。 介護予防ケアプランの精度向上については、介護支援専門員事業で行っていく。	向上	○	増加	
		成果 維持			
		低下			

※町民等の意見・要望に対する検討結果

平成 30 年度

事務事業マネジメントシート
(簡易シート)

作成日 平成 30 年 4 月 3 日

事務事業名		介護保険認定調査事業		事務事業 の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 28 年度から 年度まで
所属 部門	保健福祉課	在宅支援係	課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子	内線 (557)
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	根拠 法令	介護保険法			
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実					
	施策名	高齢者福祉の充実					
簡易シートを 選択した理由		<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業		□ 政策体系に結びつかない事業			
		<input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		□ 法定受託事務			

〔事業の概要〕

平成12年の介護保険制度の開始以降、要介護・要支援認定の一次判定を目的に、一定の講習を受けた認定調査員による認定調査を実施している。一次判定の精度を維持し、円滑な支援につながるように次のとおり実施している。

- ①北海道が行う認定調査員研修を受けた認定調査員(町職員・臨時職員)が実施している。
- ②介護保険係が受理した申請をもとに、調査認定の日程調整、認定調査を行い、在宅支援係職員が調査結果(調査概況・各項目)を再確認し、介護保険係に提出している。
- ③終末期をはじめとする迅速な調査や、審査が必要なケースは介護保険係と情報共有し、早急な審査を調整するよう努めている。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

調査を実施する職員が経験豊富で、現状では大きな課題はない状況である。今後も認定調査の精度維持や、調査後の支援を円滑化するための支援体制を調整していきたい。

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業 費 投 入 量	国・道支出金	円	0	0	0
	地方債	円	0	0	0
	その他(使用料等)	円	0	0	0
	一般財源	円	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0
人 件 費	正職員従事人数	人	4	4	
	人工数(業務量)	年間	0.2684	0.2350	
	人件費計(B)	円	2,211,501	1,827,848	
	トータルコスト(A)+(B)	円	2,211,501	1,827,848	0

平成 30 年度

事務事業マネジメントシート
(簡易シート)

作成日 平成 30 年 4 月 10 日

事務事業名	介護保険福祉用具・住宅改修理由書作成事務		事務事業 の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 7 年度から 年度まで
所属 部門	保健福祉課	在宅支援係	課長名	有澤 勝昭	担当者名	松浦かおり (557)
総合 計画 体系	基本目標 政策名 施策名	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実 高齢者福祉の充実	根拠 法令	介護保険法		
簡易シートを 選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			

〔事業の概要〕

担当ケアマネジャーのいない要支援・要介護認定者が、福祉用具購入及び住宅改修費の給付申請を行う際に、地域包括支援センター職員がそれぞれの健康状態・生活状況を確認の上、必要性をアセスメントし、理由書を作成している。対象者に合わせて適切な福祉用具を選定、あるいは住宅改修方法を検討することで、対象者の自立支援・安全性の確保・動作の容易性・介護者の負担軽減などを図るもの。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

対象となる高齢者の増加や、制度の普及啓発の効果により、福祉用具購入及び住宅改修費の給付申請に係る理由書作成事務に関しては、平成28年に増加し、平成29年はほかのサービス利用開始を伴い、包括職員がケアマネジャーとなるケースが多かったため、若干減少した。入院中に相談を受け、退院時の自宅退院に向けた生活環境整備を目的に、医療機関の理学療法士と連携する機会も多い。今後も、医療機関との情報共有・連携を積極的に図り、高齢者が病気などで身体機能が低下した後も、在宅生活が継続できるよう実施していきたい。

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業 費 投 入 量	国・道支出金	円			
	地方債	円			
	その他(使用料等)	円			
	一般財源	円			
	事業費計(A)	円	0	0	0
人 件 費	正職員従事人数	人	4	4	
	人工数(業務量)	年間	0.1050	0.0990	
	人件費計(B)	円	865,155	770,488	
	トータルコスト(A)+(B)	円	865,155	770,488	0

事務事業名		権利擁護事業			事務事業の性格	毎年繰返事業		開始年度事業期間	平成 16 年度から年度まで
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤勝昭		担当者名 内線番号	赤坂貴明 (557)	内線
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算 科目	会計区分 款 項	目	予算上の事業名	
	政策名	人々が尊重しあう地域社会の実現				介護特別 介護特別	3 3	1 2	権利擁護事業 権利擁護事業
	施策名	互いに認め合う地域社会の形成							

法令根拠 老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待防止法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

認知症や支援者の不在などの困難を抱える高齢者が、その尊厳を守られながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点からあらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護するための施策を実施する。成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への対応。地域で支え合う高齢者福祉の実現を目指して、関係機関とのネットワーク構築や消費者被害などの権利侵害の未然防止に取り組む。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

判断能力の低下により、生活の中で不利益を被るおそれのある人や、高齢者虐待防止法に記載されている「高齢者」「養護者」「養介護施設従事者」を対象とする。また、高齢者町民の生活を支え、守る観点から必要と思われる関係機関、普及啓発や制度に関する問い合わせにおいては、高齢者全般、広くは町民全体を対象としている。

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

高齢者がターゲットとなった虐待や消費者被害、財産上の不当取引などを未然に防ぐことができる。成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、経済的な問題などで利用することが困難な高齢者を支援することができる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

誰もが、かけがえのない人間として尊重される、差別のない明るく住みやすい社会を作ることができる。高齢者が安心して生活していくことができるよう、地域・関係団体・企業・医療機関・介護事業所・行政機関などが連携を強化し、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から援護していく仕組みと地域の見守りがある町づくりをすることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 権利擁護関連相談・通報件数(実人数)	人
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 65歳以上の高齢者数	人
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 高齢者虐待に関する支援者数	人
② 成年後見制度報酬助成対象者数	人
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 人権が尊重されていると思う町民の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

□ 有 (年度から)

✓ 無

内 訳	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円 130,500	円 251,191	円 555,000				
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円 43,500	円 83,730	円 185,000				
	一般財源	円 49,078	円 94,468	円 221,000				
	事業費計(A)	円 223,078	円 429,389	円 961,000	円 0			
	正職員従事人数	人 4	人 4	人 4				
	人工数(業務量)	年間 0.3304	年間 0.1283					
	人件費計(B)	円 2,722,594	円 998,313	円 961,000	円 0			
	トータルコスト(A)+(B)	円 2,945,672	円 1,427,702	円 961,000				
活動指標		① 人 36	人 37	人 38				
対象指標		① 人 5,243	人 5,348	人 5,600				
成果指標		① 人 7	人 13	人 15	人 6			
上位成果指標		① % 51.7	% 55.3	% 55.0				

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成15年当初、認知症を有する独居高齢者が訪問販売被害に遭いそうになったなどの情報があり、その際支援親族が不在。そのため、必要時の町長に成年後見制度申立を可能とするための体制づくりとしてスタート。平成18年、介護保険法に伴い、高齢者に対する権利擁護事業を必須事業化。成年後見制度利用支援事業を任意事業とした。その後市民後見推進事業が開始され、一般会計に成年後見推進事業を計上

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

「高齢者虐待防止法」の施行や地域包括支援センターの開設を受け、平成19年度より高齢者虐待の防止など権利侵害への対応も含めた総合的な「権利擁護事業」として取り組んでいる。芽室町社会福祉協議会に成年後見支援センターを立ち上げ、成年後見制度に関する相談が増えているが、経済的な問題などで利用することが困難な高齢者もおり、助成の制度をもうけることで適切なサービス利用が可能となっている。申立数も増加しており、経済的な問題で助成者数も増加する見込みである。

事務事業名	権利擁護事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input checked="" type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】 芽室町消費者協会より、平成28年度の相談件数が177件であったが、平成30年度は221件と増加している。主に架空請求に関するはがきの相談が多く寄せられている。芽室町地域包括支援センターからも関係機関、町民の方への注意喚起を行ってほしいとの要望をいただいている。		<input type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 平成18年4月に介護保険法が改正され、地域支援事業創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業」を必須事業化。成年後見制度利用支援事業を任意事業とした。高齢者虐待防止法も施行され、体制整備に関して地方公共団体の責務が規定されている。平成23年には老人福祉法第32条の2に「後見等に関する体制の整備等」が新設され、町の努力義務とされている。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 権利擁護に関する支援を必要とする高齢者すべてが対象であり、縮小することはできない。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか		
効率性評価	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 町長による成年後見制度の申立や、高齢者虐待発生時の分離・保護など、費用を伴う対応を迅速に行うことができなくなる。また、権利侵害の早期発見・未然防止への組織的な取り組みも滞る。対象者及び根拠法令が異なるため、障がい福祉係の権利擁護に関する事業との統合は適当ではない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
	事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか		
公平性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 予算計上している事業費のほとんどは、成年後見制度に係る費用助成や、高齢者虐待に伴う一時保護費のための費用といった権利擁護支援が必要な事例を想定したものであり、支援対象者の人数や状況に決済額や人工数は大きく変動するが、削減を方針とできるものではない。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか		
公平性評価	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 相談・支援業務については、法で定められる理由として、受益者負担を求めるとはなじまない。ただし、町長による成年後見審判請求を行った際に、それに係る費用について本人または関係者が負担すべき事情があると判断した場合には、経済状況を踏まえて助成の要否を決定することとしている。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】
	提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか		

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	31年度以降の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																						
		目的拡充	2.改革・改善による期待成果																						
①将来支援者不在が心配される高齢者について、本人が元気なうちに将来の生活場所や医療行為の希望、万が一の連絡先などを確認しておくことが大切な備えであり『エンディングノート』の機能を持たせた情報共有ファイルを対象者に配布し、活用を図っていく。 ②高齢者虐待への適切な対応を行うために、マニュアルの整備を行う。職員の資質向上のため、北海道虐待防止推進研修会に参加する。 ③芽室交番および芽室町消費者協会と定例で情報交換会(おもいやり連携会議)を開催し、虐待や消費者被害などの権利侵害の未然防止に取り組んでいく。芽室交番協力の下、高齢者の運転に関する講演会を開催していく。	事業の専門性維持に関わり、担当職員の研修機会を継続していく。芽室交番、消費者協会と連携し、詐欺などに関する情報を町民に普及啓発を行い、発生を未然に防いでいく。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目的拡充</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目的拡充		コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持				低下			
目的拡充		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上			○																					
	維持																								
	低下																								

※町民等の意見・要望に対する検討結果

権利擁護ネットワークを強化し、高齢者宅への訪問時に注意喚起を行っていくように取り組んでいく。他事業である介護支援専門員事業とも連携し、専門職が集まる会議体でも周知を行っていくこととしている。

平成 30 年度

事務事業マネジメントシート
(簡易シート)

作成日 平成 30 年 4 月 3 日

事務事業名		各種イベント救護派遣事務		事務事業 の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	昭和 不明	年度から 年度まで
所属 部門	保健福祉課	在宅支援係		課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子	内線 (557)
総合 計画 体系	基本目標 政策名 施策名	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実 高齢者福祉の充実		根拠 法令	-			
簡易シートを 選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業				<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			

[事業の概要]

各種ゲートボールなど運動などを伴うイベント・高齢者が参加する生涯学習事業など開催時に、主催者の依頼に応じて保健師などの専門職を派遣し、救護業務に対応している。参加される対象の年代や、各係の業務スケジュールを考慮し、派遣する職員の調整や医薬品の補充・管理等を実施している。

(薬品の追加購入など必要な経費は、原則として主催者に負担していただく。)

[改革・改善案の概要]

改革・改善実施の方向性

現状維持

救護業務を通して、町民の健康管理等を担当する保健師の周知機会の一助となっているが、実際に求められる救急時の対応について、臨床経験の乏しい職員がほとんどある事から、主催者に理解を求めていくと同時に、長期的には実施範囲を広げていく事は難しいと思われる。現在の職員の職歴を鑑みると、臨床経験の豊かな臨時看護職員による対応が望ましいと思われる。

内 訳		単位	28年度 (実績)		29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業 費 投 入 量	国・道支出金	円	0	0	0	0
	地方債	円	0	0	0	0
	その他(使用料等)	円	0	0	0	0
	一般財源	円	0	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0	0
人 件 費	正職員従事人数	人	4	4	4	4
	人工数(業務量)	年間	0.0085	0.0126		
	人件費計(B)	円	70,036	98,334		
	トータルコスト(A)+(B)	円	70,036	98,334		0

事務事業名		地域包括支援センター運営支援事業		事務事業の性格	毎年繰返事業		開始年度事業期間	平成 19 年度から年度まで	
所属部門	保健福祉課 在宅支援係		課長名	有澤 勝昭		担当者名 内線番号	松浦かおり (557)	内線	
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり		予算 科目	会計区分	款	項	予算上の事業名	
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実			一般	3	1	地域包括支援センター運営支援事業	
	施策名	高齢者福祉の充実							

法令根拠 介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

①介護予防支援業務(予防給付を伴う要支援認定者の介護予防ケアプラン作成)、②総合相談事業、③権利擁護事業、④包括的継続的ケアマネジメント業務(介護支援専門員支援)を行っている。そのうち、当事業では①介護予防支援業務を行い、②③④に関しては各事業毎にマネジメントシートを作成している。また、地域包括支援センター運営に係る業務を行っている。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

芽室町民全体。(町内居住の介護保険被保険者およびその家族)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

自立に向けた介護予防ケアプランの作成などを通じて、高齢者の心身機能の維持・向上、在宅生活における自立生活の継続を目指す。成果指標については、予防給付を伴う介護予防ケアプラン作成延べ人数としている(介護予防ケアプラン作成事業の対象者以外)。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

地域住民の健康および生活安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 地域包括支援センター設置数	箇所
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 芽室町民数	人
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 介護予防ケアプラン作成延べ人数	人
②	
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (29年度から) 無

内 訳	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円						
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円	6,074,519	5,256,600	5,556,000			
	一般財源	円	△ 1,570,166	△ 1,469,449	△ 1,115,000			
	事業費計(A)	円	4,504,353	3,787,151	4,441,000	0		
	正職員従事人数	人	4	4	4			
	人工数(業務量)	年間	1,1491	1,0232				
	人件費計(B)	円	9,468,010	7,959,670				
トータルコスト(A)+(B)		円	13,972,363	11,746,821	4,441,000	0		
活動指標		(1) 箇所	1	1	1			
(2)								
(3)								
対象指標		(1) 人	18,809	18,660	18,660			
(2)								
(3)								
成果指標		(1) 人	1,309	1,216	1,249			
(2)								
(3)								
上位成果指標		(1) %	46.2	59.8	60.0			
(2)								
(3)								

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成18年4月の介護保険法改正に伴い、介護保険の保険者である市町村に対し、介護予防支援業務(要支援者の介護予防ケアプラン作成)、介護予防ケアマネジメント事業、相互相談事業、権利擁護事業および包括的継続的ケアマネジメント事業を主機能とする地域包括支援センターの設置が義務付けられた。芽室町においては、平成19年4月1日に町直営で開業している。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

地域包括支援センター業務のうち、介護予防支援業務を行っている。高齢化の深刻化、独居・高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加、生活課題の多様化などニーズが変化する中で、相談対応の充実を図り対応していく。介護保険法の改正に伴い、介護予防通所介護と介護予防訪問介護サービス利用者について、町が行う介護予防・日常生活支援総合事業に平成28年3月から円滑に移行し、平成29年3月に全て移行を終えている。

事務事業名	地域包括支援センター運営支援事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 地域包括支援センターの設置・運営は、介護保険法において市町村の役割とされている。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 地域包括支援センターの対象・意図は介護保険法に定められており、対象・意図を拡大・縮小することは困難である。
有効性評価	3.成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】 平成19年度からの継続事業で一定の成果を上げており、ケアプラン作成に関しては平成28年度から介護予防ケアプラン作成事業へも細分化していることから、現状維持とする。
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 上記1と同様に、センターの設置が市町村の義務であり、廃止・休止は困難である。統廃合を行うべき事案ではない。
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 平成29年度までに事業内容を他事務事業へ細分化していることから、現状では削減の余地はない。
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】 受益・負担は法によるもので適正である。また受益・負担を求める性質ではない事業を多く含む。

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	31年度以降の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性
		2.改革・改善による期待成果	
①介護予防支援業務→介護予防ケアプラン作成のうち、予防給付対象外の介護予防・日常生活支援総合事業利用者に関しては、「介護予防ケアプラン作成事業」で実施している。 ②総合相談事業→一元的な相談窓口は高齢者相談係が中心として行い、要支援・要介護者の相談に対応する。 ③権利擁護事業→権利擁護事業のうち、平成28年度から成年後見制度に関わることは「成年後見推進事業」で実施。 ④包括的継続的ケアマネジメント支援業務→介護支援専門員の支援や学習会など関係機関との連携等は「介護支援専門員支援事業」として実施している。 上記以外の、介護予防給付を伴うケアプラン作成業務と地域包括支援センター全体の運営に関わる車両管理やシステム管理に関する業務を当事業で実施する。		現状維持	
		コスト 削減 維持 増加	向上 ○ 低下

※町民等の意見・要望に対する検討結果

事務事業名		介護支援専門員支援事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 28	年度から年度まで	
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤 勝昭			担当者名内線番号	高谷 真理子 (557)	内線		
総合計画体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名		
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実				介護特別	3	3	1	介護支援専門員支援事業		
	施策名	高齢者福祉の充実										

法令根拠 介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

要介護・要支援認定を受けた町民及び事業対象者の支援を行う介護支援専門員(ケアマネジャー)等の資質向上のための研修や情報共有の機会を提供する。また、自立を視野に入れたケアプランの作成のための、アセスメントや計画立案・合意形成のための先進地視察を事業所と協働で実施する。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員・関係機関職員

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

研修や情報提供の場に積極的に参加し、質の高いケアプランの作成・支援の一助とする。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

必要に応じて介護認定を受けて適切な支援が受けられ、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	ケアマネネットワーク会議実施回数	回
②	めむろケアカフェ開催回数	回
③		

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	ケアマネネットワーク会議出席者延人数	人
②	めむろケアカフェ出席者延人数	人
③		

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	コーディネーター会議でのケアプラン検討延数	件
②		
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②		
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円	10,087	2,340	129,000				
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円	3,362	780	43,000				
	一般財源	円	3,795	882	51,000				
	事業費計(A)	円	17,244	4,002	223,000	0			
	正職員従事人数	人	4	4	4				
	人工数(業務量)	年間	0.9096	0.2199					
	人件費計(B)	円	7,494,715	1,711,076					
トータルコスト(A)+(B)		円	7,511,959	1,715,078	223,000	0			
活動指標		(1)回	5	5	6				
		(2)回	9	10	10				
		(3)							
対象指標		(1)人	134	114	120				
		(2)人	143	102	120				
		(3)							
成果指標		(1)件	41	55	50				
		(2)							
		(3)							
上位成果指標		(1)%	46.2	59.8	60.0				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

介護支援専門員は多様な資格背景がある中、専門的かつ複数的な課題解決能力を必要とされます。近年医療依存度が高いケースや、家族全体の支援困難事例が増える中、研修や情報交換の場を提供し、高齢者の支援体制強化の一助とするように事業を開始している。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

介護支援専門員は他の職種同様人材不足が深刻であり、その質の維持向上も重要である。高齢者人口の増加はもちろんのこと、高齢者が抱える課題はより複雑化・多様化する傾向にある。従って、介護支援専門員においては、より制度の理解や様々な事例に対する対応能力が求められ、地域包括支援センターによる継続した支援が望まれる。

事務事業名	介護支援専門員支援事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 介護保険サービスの調整を中心とした支援を行う介護支援専門員の質の向上は、高齢者の自立支援としては介護保険サービスの給付及び、町民の生活の質に大きく関わる事項であり、町が関与する必要性が高い事業と判断する。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図とともに、介護保険法に基づく介護支援専門員の業務範囲や、必要な資格要件に基づく介護支援事業所に対する事業であることから適切と判断する。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 類似事業ではなく、研修や情報交換の機会は、現状では事業所における独自の学習によるものになり、結果事業所や個人による格差が生じる可能性が高く、その結果町民の生活に支障があるものと考える。 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 事業費は目標を達成するための必要最低限の経費を計画的に計上しており、削減余地はないと判断する 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 受益・負担を求める性質ではない事業であり、必要な負担が生じる場合には、負担いただく方向で事業を企画している。(情報交換時の軽食代など) 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		業務改善		コスト削減	
30年度の取組	事業担当者が一定のプラン作成のための専門性を維持し、それぞれの居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の資質向上を支援できるように、ケアプランの評価や支援の過程における相談支援体制の構築を目的に、平成30年度に先進地視察を行う。実施にあたっては民間事業所と協働で行う方向で調整していくべきと考え。研修や情報共有は町の課題や、今後予測されるニーズを反映したテーマを設定できるように、企画・準備をすすめていきたいと考える。	向上	維持	削減	増加
31年度以降の取組	①ケアマネネットワーク会議による介護支援専門員の学習や意見集約の機会として継続実施していく。 ②めむろケアカフェは、関係機関に広く周知をして継続実施していく。 ③介護支援専門員が参加しやすい時間帯や環境を目指していく。 ④先進地視察後のケアプラン作成や支援の評価や手法について検討し、担当職員によって変化しない継続的な支援体制を継続していく。	成果維持	低下		○
※町民等の意見・要望に対する検討結果					

事務事業名		成年後見推進事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 27 年度から年度まで	
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤勝昭		担当者名内線番号	赤坂貴明 内線 (557)			
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	人々が尊重しあう地域社会の実現				一般	3	1	2	成年後見推進事業	
	施策名	互いに認め合う地域社会の形成									
法令根拠		成年後見制度の利用の促進に関する法律									
現状把握の部(Do) → 現在やっていること											
◇事務事業の目的と効果											
1.手段(事業の概要) 誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となつた人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進める。また、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進及び市民後見の推進を図る。 (平成27年度から茅室町社会福祉協議会に委託。)											
2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など) ①将来的に成年後見制度利用と考えられる高齢者や障がいを持つ町民 (平成30年3月末時点 65歳以上の人数+茅室町在住の療育手帳所持者数) ②市民後見人養成研修修了者											
3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) ①認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となつた人が、適切に成年後見制度を利用できるように介入を行うことができる。 ②市民後見人養成研修修了生に対して、適切なフォローアップを行うことが可能となり、市民後見人として地域での活動を行うことができる。											
4.結果(どんな結果に結び付けるのか) 町民が後見業務の新たな担い手として活動することで、地域住民が成年後見制度を適切に利用できる仕組みを整えることができる。また、成年後見実施機関を設置することで、権利擁護に関する一般相談の対応や成年後見制度の普及・啓発、親族後見人等からの相談対応・申立支援などを合わせて行うことで、地域の権利擁護体制の推進を図ることができる。											
◇総事業費・指標等の推移		→ 事務事業及び各指標の変更									
		□ 有	(年度から)			□ 有		□ 有			
内訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)		32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)	
投入量	国・道支出金	円	1,735,000	1,475,000	3,164,000						
	地方債	円									
	その他(使用料等)	円									
	一般財源	円	3,800,000	4,060,000	3,349,000						
	事業費計(A)	円	5,535,000	5,535,000	6,513,000	0					
	正職員従事人数	人	4	4	4						
	人工数(業務量)	年間	0.1997	0.1930							
	人件費計(B)	円	1,645,154	1,501,425							
トータルコスト(A)+(B)	円	7,180,154	7,036,425	6,513,000	0						
活動指標		(1)回	12	12	12						
		(2)									
		(3)									
対象指標		(1)人	5,243	5,455	5,500						
		(2)人	11	11	21						
		(3)									
成果指標		(1)回	2	1	2						
		(2)回	52	36	70						
		(3)回	2	2	2						
上位成果指標		(1)%	51.7	55.3	55.0						
		(2)									
		(3)									
◇事務事業の環境変化											
1.この事務事業を開始した背景 認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない方の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれることから、平成26年度に茅室町において市民後見人を養成した。平成23年度より、国庫補助事業として市民後見推進事業が開始となり、権利擁護人材育成事業として一般会計で平成28年度より計上している。					2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか) 茅室町社会福祉協議会に事業を委託し成年後見支援センターを設置。法人後見の受任数は5人となっており、市民後見人養成研修修了生が支援にあたっている。成年後見支援センターである茅室町社会福祉協議会が、市民後見人養成研修修了生に対して、フォローアップ研修を行ったり、随時相談や助言を行うことで活動支援をすることができる。平成29年度のアンケートの結果、ニーズに対して市民後見人養成研修修了生が不足していることがわかり、平成30年度に2回目の市民後見人養成研修を開催していく。						

事務事業名	成年後見推進事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 平成23年6月22日に、介護サービス基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律において、老人福祉法第32条の2に「後見等に関する体制の整備」が新設された。市町村は、人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。責任が重く、費用対効果が低い責務的内容であり、行政が主体的に行うべき役割である。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 成年後見制度を必要とする全ての人が対象であり、縮小することはできない。平成29年度にニーズ調査を行った結果、潜在ニーズがあることも把握している。
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 平成23年度より、国庫補助事業の対象となる市町村が実施する事業が明確に規定されている。権利擁護人材支援体制構築事業として1つの事業とみなす必要があり、他の事業と統廃合することができない。
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 予算計上している事業費は、市民後見人等に係る後見実施機関の運営費として必要なものであり、これにより市民後見人へのフォローアップ、法人後見を受任する体制を整備することができている。
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】 相談や支援業務においては、法に定められる機能として受益者負担を求めるることは基本的になじまない。成年後見制度普及に関する講演会の開催や、市民後見人養成研修修了生への適切なフォローアップに適切に分類されている。

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性															
		目的拡充		2.改革・改善による期待成果													
31年度以降の取組	成年後見推進事業を委託事業として、下記の項目について特に強化していく。 ①市民後見人養成研修開催 ・帯広市と共に市民後見人養成研修を開催する。10名を目標値としていく。 ②市民後見人のフォローアップ体制整備と充実に関する検討。 ・現在活動している養成研修修了生へのフォローアップ体制を継続し、法人後見受任から個人受任への流れを作っていく。 ・養成研修修了生から地域への声かけを行い、実際の活動報告などの機会を設けることにより町民に對しての普及、啓発、相談窓口の周知を行っていく。			<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成 果</td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	成 果	コスト			削減	維持	増加	向上			○		
成 果	コスト																
	削減	維持	増加														
	向上			○													
	平成30年度に新たに市民後見人を養成する。養成研修修了生が速やかに業務を行えるように、フォローアップの体制整備と充実に関する検討を行っていく。			<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成 果</td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	成 果	削減	維持	増加	維持				低下				
成 果	削減	維持	増加														
	維持																
	低下																
	※町民等の意見・要望に対する検討結果																

事務事業名		在宅医療・介護連携推進事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 28 年度から年度まで	
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤 勝昭		担当者名内線番号	高谷 真理子 (557)	内線		
総合計画体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実				国保特別	3	3	5	在宅医療・介護連携推進事業	
	施策名	高齢者福祉の充実									

法令根拠 介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、希望に沿った適切な支援が受けられるように、それぞれの連携や情報共有・相談体制の構築を推進するものです。平成27年度の介護保険制度改革により、本事業における必須メニューとして8事業が示されています。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

茅室町介護保険被保険者

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

医療機関及び介護保険事業所で、相互に情報共有し、対象者の相談に対応すると同時に、潜在化するニーズへの積極的解決に向けた体制を構築できる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

高齢になっても地域で安心して生活できる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 必須8メニューのうち取組事業数	事業
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 介護保険被保険者(年度当初)	人
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 専門窓口相談延数	件
② 医療職員とのケース連携件数	件
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

有

(30年度から)

無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円	395,640	172,289	2,559,000				
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円	131,880	57,239	853,000				
	一般財源	円	148,788	64,008	1,020,000				
	事業費計(A)	円	676,308	293,536	4,432,000	0			
	正職員従事人数	人	6	4	4				
	人工数(業務量)	年間	0.0605	0.3141					
	人件費計(B)	円	498,494	2,443,616					
トータルコスト(A)+(B)		円	1,174,802	2,737,152	4,432,000	0			
活動指標		(1) 事業	5	7	8				
		(2)							
		(3)							
対象指標		(1) 人	5,105	5,243	5,348				
		(2)							
		(3)							
成果指標		(1) 件	0	0	100				
		(2) 件	47	42	45				
		(3)							
上位成果指標		(1) %	46.2	59.8	60.0				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成27年度介護保険制度改革により、新たに創設された事業。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護保険事業所の情報共有・連携体制の構築が求められている。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

高度な医療のみならず、継続した治療や医療ケアを必要とし、介護保険サービスを受けるケースは増加しています。医療・介護それぞれの役割や、専門的な知識を持つ相談窓口による、迅速かつ一体的な支援体制の構築がますます期待されるものと考えられる。

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 介護保険法により、地域支援事業(市町村事業)として、町の実施が義務付けられている。 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 介護保険法に基づき義務付けされた必須事業であり、廃止・休止はできない事業である。 また、類似事業はない。 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 事業の実施に必要な最低限度の事業費を計上しており、削減余地はないと判断する。 平成30年度以降さらなる事業の充実を目指しており、トータルコストの削減は難しい。 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 基本的に受益者負担を求める事業ではない。 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		目的拡充		2.改革・改善による期待成果	
30年度の取組	必須メニュー8事業を30年度から全て実施する計画で主な概要は次のとおり。 ①公立芽室病院窓口内に、医療に特化した相談窓口を設置し、地域包括支援センターとの連携のもと、迅速かつ専門的な相談体制を整備していく。 ②平成29年度モデル事業化している「情報共有ファイル」の見直しを行い、平成30年度内の全町配布の準備をすすめる。 ③医療介護連携マップの利用促進や、普及啓発のための講演会の開催などを継続して実施する。	コスト 削減	維持	増加	
31年度以降の取組	在宅医療・介護連携推進事業のそれぞれの事業を行う中で、顕在化した医療と介護の連携上の課題や、今後期待される医療と介護の相互の役割について協議し、必須メニューにとらわれない事業の展開や、運営上の工夫を行うことで、芽室町独自の支援体制の構築に努めるものとする。	向上			○
	※町民等の意見・要望に対する検討結果	維持			
		低下			